

議会のあり方調査特別委員会 記録

開会年月日	平成29年9月4日
開会時刻	午後1時24分
閉会時刻	午後2時3分
出席委員名	上村和生 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	野崎隆太 吉井詩子 世古 明 野口佳子
	岡田善行 福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕
	品川幸久 藤原清史 山根隆司 黒木騎代春
	西山則夫 上田修一 小山 敏 杉村定男
	工村一三 山本正一 佐之井久紀 宿 典泰
	世古口新吾 中山裕司
	浜口議長
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 北村 勝
担当書記	野中久司
協議案件	条例等検討分科会からの報告
	(1) これまでの協議の経過について (報告)
	(2) 決算審査について
	(3) 伊勢市議会基本条例 (案) 及びパブリックコメントの実施結果について
	(4) 伊勢市議会政治倫理条例 (案) 及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則 (案) について
	広聴検討分科会からの報告
	(1) これまでの協議の経過について (報告)
	広報検討分科会からの報告
	(1) これまでの協議の経過について (報告)
説明者	

◎西山則夫委員長

ただいまから、議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件につきましては、8月29日に企画調整部会を開催し、確認した内容でございます。

お手元の事項書のとおり、「条例等検討分科会からの報告」、「広聴検討分科会からの報告」、「広報検討分科会からの報告」の3件について御協議をお願いいたします。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において上村委員、北村委員の御兩名を指名いたします。最初に、「条例等検討分科会からの報告」を議題といたします。

1つ目としまして、条例等検討分科会の「これまでの協議の経過について」を、鈴木会長から御報告をお願いいたします。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、条例等検討分科会の、「これまでの協議の経過」についてでございます。

前回、6月に中間報告をさせていただきましたが、それ以降の経過ということで、御報告を申し上げます。

6月13日開会の議会のあり方調査特別委員会におきましては、「伊勢市議会基本条例(案)及びパブリックコメントの実施」ならびに「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)」について確認をいただきました。

その後、条例等検討分科会では、7月14日から8月14日にかけて、パブリックコメントを実施する一方、条例化の作業などに移っております。

7月13日の分科会では、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)及び同施行規則(案)」について協議をいただきました。8月2日、第10回目の分科会では、前回に引き続き、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)及び同施行規則(案)」につきまして協議。そして、本年9月の「決算審査の方法」及び「議会基本条例(案)のパブリックコメント対応の様式」について確認をしております。

8月10日の分科会では、「議会基本条例(案)に対するパブリックコメント意見」28件中、14件の対応について協議をいたしました。

提出されました意見の内容及び協議の結果につきましては、改めて報告をさせていただきますが、議会基本条例案に見直し、修正を加える必要が生じた意見が3件あったところでございます。

また、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)及び同施行規則(案)」につきましては、それぞれ、原案どおり確定をしたところでございます。

8月23日の分科会では、「議会基本条例(案)に対するパブリックコメント意見」28件中、残ります14件の対応につきまして協議をいただきましたが、ここでは、全ての項目で、聞き置く程度の回答となっております。

そして、パブリックコメントの結果を踏まえ、「伊勢市議会基本条例(案)」につきまして修正を加え、改めて「伊勢市議会基本条例(案)」として最終確認をしております。

なお、前回の分科会で確定されました「議員政治倫理条例(案)」につきまして、株式会社ぎょうせいからの指摘を踏まえ、一部、軽微な修正を行っております。

また、最後に、「条例等検討分科会」といたしまして、残る「具体的検討項目」6項目につきまして確認をし、共通認識をしたところでございます。

今後につきましては、1つ目に「事務局体制の強化・充実」、2つ目には「予算・決算審査のあり方」、3つ目に「政策立案」、4つ目に「議長任期」、5つ目に「管外行政視察の抜本的な見直し」、そして、6つ目には、仮称でございますが、「伊勢市議会議決すべき事件に関する条例」の制定、この6項目につきまして、引き続き検討して行く必要があると確認をしたところであります。以上が条例等検討分科会の協議の経過でございますので、よろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいま、鈴木会長から「これまでの協議の経過について」、御報告をいただきました。このことについて、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、条例等検討分科会、鈴木会長からの報告がありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

次に、2つ目としまして、「決算審査について」を議題といたします。

鈴木会長から説明を願います。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、「決算審査」につきまして、説明させていただきます。

まず、はじめに確認をお願いしておきたいと思うんですが、分科会方式を採用した理由につきましては、2班体制によります審査の方法が、一通りの区切りがついたことを受けまして、全議員が決算特別委員会での審査に参加できるよう、議長、現、旧の監査委員を除きます、25人の議員が委員となり、常任委員会を単位とした分科会を設け、より専門的で、効果的に審査する分科会方式を採用したということでございます。

そして、条例等検討分科会におきましては、平成28年9月に実施を行いました分科会方式による決算審査につきまして、検証を行っております。

その時に出された意見を紹介させていただきますと、「委員の数が、従来の13名から9名程度となり、いろんな観点からの質問が減ったため、従来の方式に戻してはどうか」、「従来のやり方、常任委員会では無い方が、違う角度から質問を行っていたため、そういう視点もあった方が良い」また、反対に、「分科会方式を採用し、それぞれの常任委員会単位で審査を行うことで、従来のやり方より専門的で、細かく審査することができ成功した」という意見があったところでございます。

その様な状況も踏まえ、分科会で協議をしました結果、1回のみで分科会方式を打ち切

るのは、いかななものか。平成 29 年 9 月の決算審査につきまして、条例等検討分科会といたしましては、分科会方式の導入の経緯も踏まえ、前年同様、資料にございます、資料 1 の「伊勢市議会決算特別委員会運営要綱」に基づきまして、分科会方式での決算審査を提案して行くということで決定をしたところでございます。

議会のあり方調査特別委員会におきましても、よろしく決定を下さいますようお願い申し上げます。

以上です。

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

ただ今、鈴木会長から、「決算審査について」の説明をいただきました。

なお、先の企画調整部会におきまして、少し鈴木会長からもお触れいただきましたが 9 月決算審査については、鈴木会長説明のとおり、分科会方式により実施をすることで、御決定いただいてきておりますけども、以前の 13 名体制の審査と分科会方式の審査との検証も必要であるとの意見があり、予算及び決算審査の方法については、議会全体で運営のあり方を含め、今後議論する必要があることが確認されております。

このことにつきまして、含めて御協議をいただきたいと思いますが、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。

「決算審査について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり、9 月議会の決算審査については、決算特別委員会を設置し、各常任委員会単位で分科会を設けることに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

なお、審査方法については、以前の 13 名体制の審査と分科会方式の審査との検証も必要であり、議会全体で運営のあり方を含め、今後議論することを確認させていただきたいと思えます。

次に、3 つ目としまして、「伊勢市議会基本条例(案)及びパブリックコメントの実施結果について」を議題とします。

鈴木会長から説明を願います。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、「伊勢市議会基本条例(案)及びパブリックコメントの実施結果につきまして」御説明申し上げます。はじめに、伊勢市議会基本条例(案)に対するパブリックコメントの実施状況でございます。

資料の 2 の 1 「伊勢市議会基本条例(案)におけるパブリックコメントの結果概要」

を御高覧いただきたいと思います。

市内公共施設19カ所に議会基本条例(案)を備え置き、平成29年7月14日から8月14日の1カ月間、意見募集を行いました結果、2人から28件の意見を頂戴いたしております。

その提出された意見の中で、条例(案)に修正を加えることとなった部分、この資料の10ページ、11ページの4番、意見募集結果等による修正にも記載しておりますが、その修正にかかります意見について、説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の2ページをごらんください。資料1の①「見出し」に対する意見でございます。

これは、条例の章立てに対するものでございまして、伊勢市公文例規程では、本則が多く条文から成るときは、章立てにすることができるとなっております。

また、その条文数について、元衆議院法制局の参事さんは、「基準としてはないものの、20条前後が一つの境となる」と言っておられます。

そして、三重県及び県内9市では、章立ての議会基本条例を制定している状況でございます。

一方、伊勢市においても、全17条からなります環境基本条例、全19条からなります男女共同参画推進条例も章立てとなっており、ここで共通して言えますことは、これらの条例、全ての条例には「前文」が置かれているということでもあります。

従いまして、明確な根拠を示すことはできませんが、今回制定しようとしております伊勢市の議会基本条例も、「前文」を置いているということから、これらの条例に倣いまして「章立て」とし、条例の冒頭に、「目次」を付けようとするものであります。

次に、3ページをお願いいたします。1の⑥、第16条の「委員会」への意見でございます。委員会と申しますのは、地方自治法第109条に規定するとおり、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を指すものでございますが、現状の条文からは、その辺りの区分が不明確となっております。御意見をいただいた方向への修正にはなりません。第1項の議案等の審査を行う委員会を常任委員会及び特別委員会と明確にし、第2項の継続調査事項を定める委員会につきましても常任委員会に改めるものであります。

次に、1の⑦でございます。第22条「議会事務局」への御意見でございます。

その意見は、条例案では、議長が、議会事務局の充実・強化に努めるという規定になっているが、「議長」ではなく「議会」ではないかという内容でございます。

確かに御指摘のとおり、職員の適正配置とか、職員の専門的能力の向上といった「職員」に関しましては、「議長」の任務になろうかと思いますが、「事務局機能」の充実・強化となれば、議会全体の問題であると、考えられますことから、「議長」を「議会」に修正することといたしました。

先の、議会のあり方調査特別委員会でお示しさせていただきました「議会基本条例(案)」に対し、修正を必要とする意見は、以上、3カ所でございますが、その他の意見に対しては、資料の「市議会の考え」の欄に記載のとおり、将来的な検討課題であるとか、聞き置く程度の回答となっております。

それぞれ、市議会の考えについての説明はいたしません。御高覧の上、御意見を

いただければと思っております。

よろしく、御協議の程をお願い申し上げます。

続きまして、伊勢市議会基本条例(案)でございます。伊勢市議会基本条例(案)につきましては、6月13日に開会いただきました、議会のあり方調査特別委員会で、逐条解説とあわせ、確認、了承をいただいた所でございますが、パブリックコメントの結果を踏まえ、先程と重複いたしますが、修正を加えた部分について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

資料2の2、伊勢市議会基本条例(案)を御高覧いただきたいと思います。

まず、前文の前に「目次」として、「前文」、「第1章から第11章」及び「附則」を置きました。そして、前文の見出しでございました「(前文)」は、削除いたしております。

次に、2ページになります。第1条の前に「第1章 総則」、第2条の前に「第2章 議会及び議員の活動原則」、3ページにまいりまして、第8条の前に「第3章 市民と議会の関係」、4ページ第10条の前に「第4章 議員の定数及び報酬」、第12条の前に「第5章 議会と市長等との関係」、5ページにまいりまして第13条の前に「第6章 議会の運営」という様な章を加えております。

第16条「委員会」の規定におきましては、委員会を明確にするため、第1項の「委員会」を「常任委員会及び特別委員会」に、第2項の「委員会」を「常任委員会」に明記、修正いたしております。

そして第17条の前に「第7章 政務活動」、6ページにまいりまして、第18条の前に「第8章 議会の体制整備」、第21条の前に「第9章 議員の倫理」とそれぞれの章を加えております。

また、第22条の前に「第10章 議会事務局等の充実」の章を加え、同条「議会事務局」の規定中、議会事務局の機能の充実・強化を図ることについて、「議長」から「議会」の任務に改めたところでございます。

そして、第7ページにまいりまして、第24条の前には「第11章 補則」の章を加えております。なお、この条例は、平成29年10月1日から、施行することといたしております。

以上が、修正後の「伊勢市議会基本条例(案)」でございます。

なお、本日、御確認をいただければ9月市議会定例会へ「伊勢市議会基本条例(案)」として、御提案をいただきたいと思います。そして、パブリックコメントの結果概要につきましては、資料のとおり公表してまいりたいというふうに考えておりますので、あわせて、御了承を賜りたいと存じます。

何とぞ、よろしく、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎西山則夫委員長

御苦労様でした。

ただ今、鈴木会長から、「伊勢市議会基本条例(案)、及びパブリックコメントの実施結果について」、説明をいただきました。

このことについて、御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。

「伊勢市議会基本条例(案)、及びパブリックコメントの実施結果について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり、決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

次に、4つ目といたしまして、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)、及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)について」を議題とします。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)、及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)」につきまして、御説明を申し上げます。

はじめに、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)」でございます。資料3の1をごらんいただきたいと思います。

基本的には、「です・ます体」を「である体」に変更したものでございますが、前回の議会のあり方調査特別委員会で御確認をしていただきました「政治倫理条例骨子」から、変更となった条項について、説明をさせていただくことといたします。

まず、2ページです。第4条「審査の請求」の第2項になりますが、条例骨子におきましては、審査請求を受けた議長は、「10日以内に、政治倫理審査会に審査を付託する」となっております。しかしながら、施行規則(案)を検討する中で、審査請求を受けてから、審査を付託するまでの間、審査請求の記載事項や添付資料の確認、そして、審査請求をする者の資格等の審査に、相当の時間を必要とすることから、当初の「政治倫理条例骨子」規定しておりました、「10日以内に付託する」という時間的制約を削除しております。

次に、第5条「審査会の設置等」でございますが、審査会の組織につきましては条例骨子(案)では、「議長が委嘱する委員5人以内で組織し、必要に応じ議員を委員として委嘱できる」ということで、第三者的な機関、議会の附属機関としての位置付けがなされておりました。しかしながら、地方自治法では、執行機関には附属機関の設置規定はあるものの、議会におきましては、その規定がなく、議会に外部の有識者でもって構成する第三者機関を設置することは、地方自治法は、想定していないとの解釈がなされております。

このことは、三重県及び参考としてまいりました県内6市では、全ての審査会は議員のみで構成されており、特段の問題も、ないように判断をしたところでございます。

一方、県外の参考としてまいりました都市では、議会に第三者機関を設置している団体もあれば、市長の附属機関として、政治倫理審査会を置いている団体も見受けられました。

そこで、伊勢市といたしましては、3つの選択肢を考えたところでございます。1つは、議員のみで構成します政治倫理審査会とすること。2つには、執行機関、市長側に政治倫理審査会を設置願ひ、審査請求があれば、その資料を市長に送付し、市長から審査の付託をしていただく。3つには、地方自治法第100条の2に規定します専門的知見の活用により、複数の学識経験者等に調査を依頼する。以上、3つの方法が考えられた訳でございますが、協議をしました結果、最も整理がしやすい議員9人以内で構成する政治倫理審査会に再編することとなったものでございます。

ただ、政治倫理条例骨子に掲げられておりました審査会の方向性を尊重いたしまして、新たに、第6条で「専門的知見の活用」を規定し、第三者的立場での調査の視点を残したところでございます。そして、第7条「調査の協力義務」及び、3ページにまいりまして第8条「審査結果の報告等」では、政治倫理審査会の構成を改めたことによりまして、一部、条文中の字句等の修正を行っております。

なお、この条例は、平成29年10月1日から施行するものでございます。

以上が、政治倫理条例骨子から変更となった部分でございます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

次に、「伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)」につきまして説明させていただきます。

今回、初めての提案となりますが、「政治倫理条例」の施行の際しましては、手続き的な事項を定めます「施行規則」が必要となることを、まず、御理解いただきたいと思っております。

資料の3の2をごらんください。第1条に、この規定の「趣旨」を置き、第2条には、倫理条例第3条第5号に規定します「市税等の種類」につきまして、記載のとおり、8種類の税目等を掲げております。

なお、倫理条例第3条第4号に規定します「市からの補助金等を受ける団体又はその役員」の詳細につきましては、多くの時間をかけて検討させていただきましたが、条例等検討分科会では結論を見出すことができず、平成18年6月21日に確認がされております、各派代表者会議での申し合わせ事項をよりどころに、まずは、条例を施行させたいとするものであります。

第3条では、「審査請求の手続」を規定しております。審査の請求に当りましては、様式第1号の審査請求書に、政治倫理基準の違反を疑うに足る事実を証明する資料のほか、市民の請求にあたりましては、第2号様式の審査請求署名簿を添えて、議長に提出することになります。

なお、審査請求書には、その審査請求代表者が署名、押印することとし、審査請求署名簿または、議員の連署における署名にありましても、同様に署名、押印を願うものであります。

次に、1ページから2ページかけまして、第4条は「審査請求書等の受理等」で、議長は、審査請求があったときは、記載事項、添付資料、及び審査請求者の資格等を審査の後、受理の決定をしていただきます。

また、議長は、審査請求に形式上の不備があると認めるときは、補正を求め、その補正に従わない場合には、審査請求を受理しないことが、できるものであります。

第5条は、「審査会の組織」の規定で、審査会に、会長及び副会長を、それぞれ1人置き委員の互選により定めます。

そして、委員の任期については、審査会を設置した日から、審査結果を議長に報告した日までといたしております。

第6条は、「審査会の会議」でございまして、会長が会議を招集し、その議長となります。

ただ、附則に規定をいたしておりますが、最初にかねます審査会の招集につきましては、議長に行っていただくこととなります。

そして、会議の開催には、委員の3分の2以上の出席を要し、その議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決することといたしております。

また、会長についても、委員として、その表決に加わることができるものであります。

次に、2ページから3ページにかけまして第7条は、「審議会の公開及び傍聴」でございまして。

審議会の会議は、原則、公開とし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができるものであります。

また、審議会の傍聴については、「伊勢市議会傍聴規則」の例によることといたしております。

第8条「意見の開陳」では、審査請求の対象となった議員には、意見陳述の機会を与えなければならないことといたしております。

第9条では、「審査結果の報告」は、様式第3号、審査結果報告書によることとし、第10条の「公表の方法」は、市議会のホームページの掲載等により行うものであります。

第11条は「補則」で、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定めることといたしております。

なお、この規則の施行期日でございまして、「伊勢市議会議員政治倫理条例」と同じく、平成29年10月1日といたしております。

また、4ページから6ページにかけまして、様式第1号から、様式第3号につきましても規定をさせてもらっておりますので、御高覧の上、よろしくお願ひいたします。

以上が、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)、及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)」の説明でございまして。

なお、本日、御確認をいただければ、議会基本条例と同様に、政治倫理条例(案)及び同施行規則(案)として、9月市議会定例会へ、御提案をしていただきたいと思いますので、あわせて、御了承を賜りたいと存じます

何とぞ、よろしく、御審議のほどを、お願ひ申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から、「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)」及び「伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)」について御説明をいただきました。

このことについて、御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

中山議員。

○中山裕司委員

ただ今、会長の御発言の許可をいただきましたので、私なりの意見を申し上げたいと思います。今回、条例等検討分科会、先程、鈴木会長からのるる詳細な説明がございましたけれども、本当に精力的にですね。ここまでよくやっていただいたなど非常に感謝いたしましたなど、この様に思っております。これはですね、今まで議会改革特別委員会がいろいろ検討してきておりましたけれども、短期間の間に、本当に私もこの基本条例ならびに倫理条例、この規則、詳細にわたって見させていただきまし、理解をさせていただきましたけれども本当に伊勢らしい細かいところまで非常に検討されたと、そういう足跡が感じられるすばらしい条例が10月1日にこの議会で議案が提案されてですね、是非とも私はこの条例案をですね皆さん方が賛同していただきたいなど、この分科会、議会のあり方調査特別委員会を設置した私といましても、非常に感謝に堪えないということを上げておきたいと思っております。どうも御苦勞様でございました。

◎西山則夫委員長

はい、ありがとうございます。

その他に御発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

それでは、お諮りします。

「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)、及び伊勢議会議員政治倫理条例施行規則(案)について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり、決定して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

ありがとうございます。

次に、「広聴検討分科会からの報告について」を議題といたします。

広聴検討分科会の「これまでの協議の経過について」、宿会長から御報告をお願いいたします。

宿会長。

○宿 典泰広聴検討分科会会長

それでは、広聴検討分科会の「これまでの協議の経過について」、前回、6月に中間報告を行いました、その後の経過につきまして、御報告申し上げます。

私ども、広聴検討分科会の具体的な調査・検討項目の1つであります、議会報告会・意見交換会については、本分科会で協議を行いながら、皇學館大学の学生に市議会への関心を持っていただくきっかけとなるよう、働きかけを行ったところ、3名の学生に議会の会

議に傍聴に来ていただき、8月21日には2回目の意見交換会を実施し、学生側から41名の参加をいただきました。

なお、この2回目の意見交換会は、大学生側が主体であったことから市議会と学生の距離を近づけるため、イベント的に行われましたが、今後は、学生から意見・感想を聞き取り、市政へ反映できるような意見交換会になるよう内容の充実を図っていきたいと考えています。

また、8月25日には、伊勢市総連合自治会役員20名との意見交換会を開催いたしました。5つのグループに分かれ防災関係、観光施策、空き家対策、人口減少、少子化、高齢化社会、地域産業などのテーマで意見交換を行い、地域課題の共有を図りました。

以上が、広聴検討分科会において、前回6月13日以降の協議経過と実施活動で、この2つの広聴活動においては、全議員へ周知させていただきました。皇學館大学では23名の議員が、また総連合自治会では24名の議員に御参加いただきました。誠にありがとうございました。

今後につきましては、議会活動として取り組む広聴機能のあり方、仕組みづくりの検討が必要であります。

以上、広聴検討分科会からの「これまでの協議の経過について」、御報告をいたしました。

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

ただ今、宿会長から、「これまでの協議の経過について」、活動も含めて御報告をしていただきました。

このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようでありますので、広聴検討分科会、宿会長から報告のありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わらせていただきます。

次に、広報検討分科会からの報告を議題といたします。

広報検討分科会の「これまでの協議の経過について」上田会長から報告を願います。

上田会長。

○上田修一広報検討分科会会長

それでは、広報検討分科会の「これまでの協議の経過について」、前回、6月に中間報告を行いました。その後の経過につきまして、御報告申し上げます。

私ども、広報検討分科会の具体的な調査・検討項目は、市議会だより、ホームページ、議会のライブ中継、議会のICT化、その他広報に関することですが、市議会だよりにつきましては、紙面の見直しを図り、より市民に親しまれる議会だよりとなるよう、本分科会の中での協議を重ねて、編集・校正作業を行い、先週9月1日号を発行したところです。

なお、協議の中で、改選後の12月定例会号から、議案質疑及び一般質問の記事に、各

議員の顔写真の掲載を実施していく方向で、合意がなされたことを報告いたします。

次に、議会のライブ中継については、庁舎改修に伴う議場及び委員会室の改修に合わせ、インターネット配信への環境整備を図ることを確認しました。

なお、議会のICT化については、タブレット運用の調査を始めましたが、当局側との調整を要することから、時期尚早とされています。

しかしながら、録画放送の動画配信の実施については、庁舎改修の時期にあわせるのではなく、改選までに実施できるよう優先的に検討しているところです。

今後につきましては、市議会だより、ホームページ、議会のライブ中継、議会のICT化、その他広報に関することについては引き続き検討していく必要があります。

参考に資料4-1及び4-2を添付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以上で、広報検討分科会からの「これまでの協議の経過について」、御報告いたします。よろしく申し上げます。

◎西山則夫委員長

はい、ありがとうございました。

ただ今、上田会長から、「これまでの協議の経過について」、報告をしていただきました。このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、広報検討分科会、上田会長から報告のありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

ありがとうございました。

以上で本日、御協議願います案件は終了いたしました。

それでは、これをもって、議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

閉会 午後2時3分

上記署名する。

平成 29 年 9 月 4 日

委 員 長

委 員

委 員